

# 原価評価と公正価値評価が混在する合理性

# 渡 邉 宏 美

概要 現行の制度会計上、貸借対照表の資産の隣に示される数値は、その資産の取得のために要した支出額を意味する場合もあれば、期末時点の市場価格を表す場合もある。なぜこのように異なる評価を行うのであろうか。本稿は、米国の会計ルールとその歴史を踏まえ、異なる評価を行うようになった背景を考察する。その結果、流動資産と固定資産とで評価損の処理を異ならしめた歴史の背景には、事業継続のために長期投資に生じた評価差額を配当として社外流出させないという配慮があり、妥協策として OCI 処理が生まれたこと、それでも全て時価で評価されないのは、有用な情報とは、資産の保有意図によって異なるためであることが推察された。

Abstract Current accounting standards require that some assets be measured at historical cost and other assets be measured at fair value. Furthermore, the unrealized holding gains and losses are partly showed as profit or loss, whereas the other changes of the values are showed as other comprehensive income. Why did they introduce such a complicated system? The purpose of this paper is to explore the background of different measurement bases. After reviewing the accounting standards, we examine the accounting history focusing on the criteria of valuation. As a result, the analysis suggests that two considerations have some relation with the system; going concern and the usefulness of information.

キーワード 公正価値,継続企業の前提,意思決定有用性,ASU 2016-01,OCI 原稿提出日 2018年7月31日

# 1. はじめに

現在の貸借対照表の資産の隣に示されている数値は、何を意味しているのであろうか。 現行の制度会計では、一部の資産は歴史的原価で、他の資産は公正価値で評価している。 つまり、貸借対照表の資産の隣に示される数値は、その資産の取得のために要した支出額 を意味する場合もあれば、期末時点における市場価格を表す場合もある。では、なぜこの ように異なる評価を行うのであろうか。

本稿は、米国において資産がどのように評価されているのかについての現行制度と、有価証券の会計ルールに関する歴史を踏まえ、異なる評価を行うようになった背景を考察する。

# 2. 米国における資産評価に関する現行制度

本節では、資産を棚卸資産、固定資産(有価証券を除く)及び投資有価証券に分類した 上で、米国における現行の資産評価規準を整理し、貸借対照表上で示される資産の数値は それぞれ異なる意味をもっていることを確認する。

# (1) 棚卸資産の評価規準

米国では FASB Accounting Standards Codification (ASC;以下省略), Topic 330「棚卸資産 (Inventories)」によって棚卸資産の会計処理が規定されている。以下,①通常の販売目的の棚卸資産と②例外的な場合(貴金属等の棚卸資産)にわけ,それぞれの当初測定 (initial measurement) とその後の測定 (Subsequent measurement) を確認する。

### ①通常の販売目的の棚卸資産

棚卸資産の当初測定は、原則として原価(cost)によるものとされる(330-10-30-1)。 取得原価の決定に関する仮定として、先入先出法、平均法及び後入後出法が認められている(330-10-30-9)。このように、収益とコストを適正に対応させるという目的を達成する ために、原価で記録される(330-10-35-2)。

ただし、取得原価よりも財の有用性(utility of the goods)が下落している場合には、その差額をその期の損失とする(330-10-35-1)。先入先出法又は平均法で測定される棚卸

資産は、取得原価又は正味実現可能額(net realizable value)の低いほうで測定される。なお、正味実現可能額とは、見積もり売却価額から処分等のコストを控除した額をいう。取得原価か市場価格の低いほうで認識するルールによって、棚卸資産への支出のうちどれだけの有用性が残っているかを測定する手段を提供するという(330-10-35-3)。

### ②例外的な場合:貴金属等

なお、例外的な場合に限り、棚卸資産の原価を上回る価額で計上することもできる(330 -10-35-15)。通常、売却を待たずに現在の売却価額を資産に反映させることで利益を予期してはならない。しかしながら、例外として以下の双方の場合にはそれが認められる(330 -10-35-16):

- a. 金及び銀の棚卸資産(固定された金銭価値をもつよう政府が管理する有効な市場が 存在するとき)
- b. 農業的,鉱物的,及び他の生産品を表す棚卸資産で,以下のすべての基準をみたす もの:
  - 1. 交換可能な単位
  - 2. そこでの価格で直ちに市場性を持つ単位
  - 3. 適切なコストを得ることが困難である単位

これらの棚卸資産が販売価格で計上される場合,それらは処分時に発生する費用を控除 しなければならない。

### (2) 固定資産(有価証券を除く)の評価規準

次に、米国における固定資産の当初測定と減損損失の認識を確認する。取得等の当初測定と減損については FASB ASC Topic360 (固定資産)を参照する。

Topic 360-10-05-3によれば、固定資産は典型的に、耐用年数の長い有形資産であり、事業体の製品又はサービスを創りまた分配するために使用されるものとされる。固定資産には、(a)土地及び構築物(land improvements)、(b)建物、(c)機械及び器具、(d)器具備品(furniture and fixtures)が含まれるとされる。

固定資産は、取得原価(使用目的に必要な状態にするために生じた付随費用を含む;360-10-30-1)で当初測定が行われ、その後、期待される耐用年数にわたって配分される(減価償却は、配分の手続きであり、評価のそれではない)(360-10-35-4)。

ただし、固定資産の減損(impairment)、すなわち、固定資産(のグループ)の帳簿価

額がその公正な評価額を超える場合に存在する状況が認められる場合には、減損損失が認識される。つまり、固定資産(又は資産グループ)の収益性の回復見込みがなく、その帳簿価額が公正な評価額を超える場合にのみ、減損損失が認識される。

なお、「回復可能ではない」(not recoverable)とは、固定資産の使用と処分から生じると期待される割引前のキャッシュフローの合計を超過することをいう(360-10-35-17)。 例えば、固定資産(グループ)の市場価格の重要な下落、固定資産の使用方法又はその物理的状態の程度における重要な不利な変更等の事象又は状況の変化によって回収不可能となりうるという(360-10-35-21)。

この場合には、取得原価から"公正価値"まで簿価の切り下げが行われ、その差額を損失とする。なお、公正価値とは「市場に基づく測定値であり、事業体に特有の測定値ではない。…観察可能な市場取引及び市場の情報が利用できない場合もある。しかしながら、公正価値測定の目的は同じである。すなわち、現在の市場状況下で、測定日において、市場参加者間で生じるであろう資産の売却又は負債の移転について秩序ある取引価格を見積もることである。(つまり、資産を所有する又は負債をおっている市場参加者の観点からの、測定日における出口価値(exit price)。) | (820-10-05-1B) と定義される。

したがって、日本基準とは異なり、主観価値と市場価格の比較は行われない。つまり、 米国基準で減損損失が認識される場合には、事業体に特有の測定値(主観価値)ではなく、 あくまで市場参加者間にとっての価格で測定される。ただし、固定資産の公正価値につい て、そのキャッシュフローのタイミング及び金額について不確実性が存在する場合は、公 正価値を見積もる方法として、期待割引価値の方法がしばしば適切な技法となると指摘さ れている(360-10-35-36)。

減損損失が認識された後は、減損損失控除後の価額が新しいベーシスとなり、これに基づき、その後の耐用年数にわたって減価償却が行われる(360-10-35-20)。

# (3) 投資有価証券の評価規準

最後に、投資有価証券に関する現行基準として、FASB ASC Topic825「金融商品」(2016年1月改訂)、Topic320「投資—負債性証券と資本性証券—」及び Topic820「公正価値測定」を参照し、①有価証券の当初測定、②取得後の測定、及び③減損の処理を確認する。

### ①当初測定

有価証券の取得時には、当該有価証券を取得するために支払った価格をもって認識する。この根拠は、Topic825「金融商品」や Topic320「投資—負債性証券と資本性証券—」ではなく、Topic820「公正価値測定」の全般、当初測定において、次のように規定される:「交換取引によって資産を取得した時、又は負債を引き受けた時、その取引価格は、当該資産を取得するために支払った価格、又は負債を引き受けるために受け取った価格(entry price)となる。これに対して、資産又は負債の公正価値は、当該資産を売却すれば受け取るであろう価格、又は負債を移転するために支払うであろう価格(exit price)となる。」(820-10-30-2)。

なお、負債性証券を取得した際には、以下の3つの区分のいずれかに分類する必要がある;(a)トレーディング証券,(b)売却可能証券,(c)満期保有目的の債券,である(320-10-25-1)。(a)は、数時間又は数日のうちに売却する意図を持って取得する証券である。(b)は、トレーディング目的とも満期保有目的とも分類されないものである。(c)は、報告主体が当該証券を満期まで保有する積極的な意図と能力を有する場合の債券である。なお、この分類が適切であるかどうかを、報告日ごとに再評価しなければならない。例えば、満期保有目的の債券につき、それを保有する資力がない場合には、満期保有目的の債券としての分類を続けることは適切でない(320-10-35-5)。

### ②取得後の測定

取得後の測定方法は、まず、有価証券が、資本性証券にあたるか負債性証券にあたるのかによって異なる。まず資本性証券にあたる場合には、原則としてすべて公正価値で評価される。ただし、公正価値を容易に決定できない資本性証券(equity investments that do not have readily determinable fair values)は、取得原価から減損損失を控除し(もしあれば、同じ発行者による同一の又は類似の投資についての価格変化を加減算し)た額で測定することを選択できる。帳簿価額との差額は「純利益」(net income)の計算に含められる。

これに対して、負債性証券にあたる場合は、さらにその保有目的によってその会計処理が異なる;(a)トレーディング証券は、貸借対照表日に公正価値で測定され、未実現保有利得及び損失(unrealized holding gains and losses)は利益(earnings)に含められる。(b)売却可能証券も、(a)同様に貸借対照表日に公正価値で測定される。ただし、未実現保有利得及び損失は、利益には含めず、(ヘッジ対象となっている場合を除き)実現時までそ

の他の包括利益(other comprehensive income until realized)に含めて報告される。(c) 満期保有目的の債券は、貸借対照表日に償却原価で測定される(320-10-35-1)。

### ③有価証券の減損 (impairment)

以前の GAAP では、取得原価で評価される投資(売却可能証券と満期保有目的の債券<sup>(1)</sup>)について、帳簿価額が公正価値を上回るかどうかに基づき、減損を認識するかどうか判断することを求めていた(ASU, 2016-01、BC85)。また減損の認識は、従来、2つのステップを踏むものとされていた;第1ステップでは、個々の投資につき、その公正価値が取得原価を下回るか否かを判断し、下回る場合には、次のステップに進む(320-10-35-20、320-10-35-24)。第2ステップでは、減損が一時的(temporary)なものではないかどうかを評価する、というものであった。なお、この「一時的」という文言は、1975年の SFAS12(後述)において、「一時的なものとみなされる市場価額の減少分は、純利益に反映すべきではない」という議論を彷彿させる。

しかし、2016年改訂によって、容易に公正価値を決定できない資本性証券の減損の認識に当たり、最初の第1ステップのみによって減損を認識するよう簡素化されている(BC86)。この点について、「公正価値測定が困難な株式等の持分証券にも例外なく公正価値測定を強制した場合、費用対効果や会計上の見積りによる信頼性の問題が生じる。2016年米国基準が採用した観測可能価格法は、これらの問題に対処しつつ、公正価値測定が困難な株式等の持分証券の測定属性について、検証可能な範囲内で公正価値に接近を図ったものといえる ||<sup>20</sup> という指摘がある。

他方,負債性証券の減損の規定は、2016年6月に公表されたASU No.2016-13「金融商品に係る信用損失の測定」に取って替わっている。以下、同基準の規定と要約に依拠して、 満期保有目的の債券と売却可能証券の信用損失の規定を簡単に確認する。

まず、償却原価で測定される満期保有目的の債券は、回収されると予想される純額で表示することとされる。つまり、信用損失の引当分(the allowance for credit losses)を評価勘定(a valuation account)として償却原価から差し引くことで、回収されると予想される純額で表示する。新しく認識された金融資産の信用損失の額と同様、会計期間中

<sup>(1)</sup> Topic320-10-35-17参照。従来の売却可能証券には、資本性証券と負債性証券が含まれていた。 2016年改訂によって、減損の対象は、負債性証券(売却可能証券と満期保有目的債券)に変更されている(Pending content 参照)。

<sup>(2)</sup> 吉田 (2017, p.102)。

に生じた予想信用損失の増減の額も、「信用損失費用」として損益計算書に反映される (Topic 326-20-30参照)。

次に、売却可能証券(負債性証券)に関する信用損失は、評価減(write-down)ではなく、信用損失の引当(an allowance for credit losses)を通じて記録される。したがって、従来は、減損の戻し入れが禁止されていたため、状況が改善してもそれが反映されてこなかったが、2016年の変更によって、引当金の増減が損益計算書に反映されることになる。信用損失の引当額は、売却可能証券の公正価値が償却原価を下回った場合の当該差額に限定される(そもそも、売却可能証券は、契約上のキャッシュフローを回収するか、もしくは証券の売却のいずれかによって実現する。つまり、公正価値で売却できるため、帳簿価額を公正価値以下まで引き下げる必要はない)(Topic 326-30-35参照)。

### (4) 小括:米国の資産評価規準

以上から、米国における現行の会計制度の下では、大きく分けると、2つの認識規準がある;第一に、原価(帳簿価額)と公正な評価額(市場価格)を比較し、前者が後者を上回る場合のみ、市場価格に評価替えをするルール(低価法又は減損)、第二に、そういった比較なしに期末の時価で評価替えをしていくルール、である。前者の規準は通常の販売目的の棚卸資産及び固定資産に、後者の規準は、貴金属等の棚卸資産、資本性証券及び負債性証券(トレーディング目的と売却可能証券)に適用される。つまり、取得原価で評価される資産、低価法又は減損の認識によって簿価が切り下げられた資産、及び毎会計期間末に時価で評価される資産が混在していることが確認できた。

そこで次に、有価証券に焦点をしぼり、なぜ異なる評価を行うのか、その理由ないし背景を探るために、次節では、有価証券に関する会計ルールの歴史的変遷を振り返る。

# 3. 米国の有価証券に関する評価規準の歴史

過去の事実のうち、どの事実を選び出して「歴史」と呼ぶかは難しい問題である。例えば、Fabricant (1936)、斎藤 (1984) 及び Walker (1992) 等<sup>(3)</sup> によれば、米国において

<sup>(3)</sup> 電力及びガス業界に限っていえば、1935年に公表された連邦取引委員会(FTC)のレポートV章(産業が成長した方法を通じて生じている乱用(abuses)を指摘するために、資本資産の成長を扱う箇所)においても企業が資産を恣意的に再評価していたことが指摘されている。なお、この1935年のFTC レポートとは、1920年代中頃に電力及びガス業界の過度の集中が政治問題化し、1928年に上院がFTC に調査を命令した結果として提出されたものである。

1930年代まで企業は資産の再評価を一般的に行っていたとされる。つまり、貸借対照表上の資産は取得原価で評価され続けている場合もあれば、簿価が切り上げ又は切り下げられている場合もあったようである。その後、1934年に証券取引委員会(SEC)が設立され、1940年頃までに資産の再評価実務はほぼなくなり、資産は原則として取得原価で評価されていたようである<sup>44</sup>。しかしながら、AAAの「会社財務諸表の会計及び報告基準」(1957年改訂版)では市場によっては資産が再評価される余地があること、Edwards & Bell (1961)ではカレントコストを用いて保有利潤と操業利潤を区別する必要性が示され、1964年のAAAの概念及び基準研究委員会実現部会報告書「実現概念」(以下、AAA (1965)⑤)では、証券の価値の変化は「未実現保有利得」(unrealized holding gains)とラベルづけして認識、測定することが支持されている(AAA (1965, p.315))。

本節では、米国の評価規準の歴史を構成する重要な要素として、有価証券に関する会計ルールのうち、①1975年に公表された会計基準書(以下、SFAS)第12号「特定の市場性ある有価証券の会計」、②1993年に公表された SFAS 第115号「負債証券と持分証券に関する投資の会計」及び③2016年に公表された会計基準更新書(Accounting Standards Update; ASU)、No.2016-01「金融商品-全般(Subtopic 825-10):金融資産と金融負債の認識と測定」を参照することにする。なぜならば、これらの基準の中で示される結論の根拠において、現行の会計制度において異なる評価規準を用いることとなった経緯及び背景が示されているからである。

# (1) SFAS12 (1975)「特定の市場性のある有価証券の会計」

そもそも、有価証券の一部は、1953年に公表された ARB(Accounting Research Bulletin)No.43「流動資産と流動負債」(元々は1947年公表の ARB No.30)によって規定されていた。すなわち、市場性証券の市場価格が取得原価より少なく、それが一時的なものではない時には、流動資産とされる金額は、市場価格を超えないものとされていたという(SFAS 12、para.1)。

他方、子会社株式にあたる有価証券については、APB(Accounting Principles Board;会計原則審議会)Opinion No.18「普通株式投資の持分法という会計」が1971年に公表されている。さらに、AICPA から産業別の監査ガイドが数多く公表されており、当時の市

<sup>(4)</sup> Walker (1992) 参照。

<sup>(5)</sup> 公表自体は1964年であるが、文献の公表年が1965年であるため、文献のページ数を示す際には 1965年と表記している。

場性のある有価証券の会計実務は、多種多様であったという。

Moonitz (1974)<sup>⑥</sup> によれば、このような状況下で、APB は1968年9月から、資産として所有する有価証券の評価差額を損益とするか否かに関して検討を開始した。1971年5月に公聴会を主催し、同年9月には、単一の損益計算書において市場性証券の時価の変動を認識する、すなわち flow-through アプローチ(市場性証券の価格の変動を含むあらゆる利得及び損失を、利益(income)に含める)を採用した公開草案を作成した。ただし、これが公になる前に、SEC、保険業界、及び利害関係者に示されたところ、保険会社等がそれに反対し、圧力をかけたため、SEC が同草案に反対し、この時点で flow-through アプローチの採用は見送られた $^{(7)}$ 。そこで1971年10月に、APB は平準化又は2計算書アプローチの選択制を提示したが、これも認められなかった。

結局、APB は再度議論し、「(1) 2 つの報告書方式への改訂か、(2)現行実務を修正し、資産側は市場価額で計上し、損益計算書において実現利得及び損失を、(利益剰余金以外の)株主資本において未実現の利得及び損失を計上する」ことを示した。それでもなお、保険会社等は(1) 2 報告書方式に反対し、SEC は未実現利得及び損失を、利益(income)の要素とすることに反対した®。つまり、この時点(1968-1972年)では、「いわゆる公正価値会計の展望は暗い」®と思われており、Horngren に次のように言わしめている;(このAPB の公開草案の失敗によって)「次の10年や20年、いや、より多くの年月をかけてもゴールとしての公正価値について私のペシミズムは、より強固なものとなっている。結局のところ、公正価値という発想が、資産のその区分においても(引用者注:市場性のある有価証券ですら)執行不可能なものならば、よりラディカルなスキームに対してはほとんど実際的な見込みはない」。

しかしながら、この Horngren の予想は(彼にとっては良い意味で)裏切られることになる。1973年から1974年の間、多くの証券価格が大きく下落し、ある企業は有価証券を取得原価で据え置くのに対して、他の企業は評価損を計上した。そこで、統一的なガイダンスの欠如に批判が集まり、1975年に SFAS12「特定の市場性のある有価証券の会計」が公表されるに至った(SFAS 12、paras.1-2)。

SFAS 12では、市場性のある資本証券ポートフォリオ(以下、資本証券)の帳簿価額

<sup>(6)</sup> Moonitz (1974, pp.51-52) 参照。以下のパラグラフは主に同文献に依拠している。

<sup>(7)</sup> Horngren (1973, p.63) 参照。

<sup>(8)</sup> Moonitz (1974, p.52) 参照。

<sup>(9)</sup> Horngren (1973, p.64)<sub>o</sub>

(the carrying amount) は、貸借対照表日において、帳簿価額合計と市場価額のいずれか低い方にすることとされる(para.8)。市場価額が低い場合には、当該市場価額を新しいベーシスとし、帳簿価額との差額は、あたかも実現損失®のように、純利益(net income)の計算に含められる(para.9)。ただし、非流動資産、すなわち固定資産に分類される資本証券に生じた差額(評価損)は、株主持分の独立項目で認識する(para.11)。

では、資本証券が、流動資産と分類されるか又は固定資産と分類されるかによって、なぜ会計処理を異ならしめるのであろうか。この理由について、SFAS 12 の結論の背景 (Appendix A) によれば、流動資産として分類される有価証券の評価損は直ちに実現しうる (差し迫っている (imminent)) のに対して、固定資産として分類される有価証券の評価損はそうではない (一時的である (temporary)) から、と説明される。

ただし、このような処理は、基準設定主体の本意ではなかったようである。つまり、公開草案段階では、上記のように流動・固定の区別をすることなく、すべての評価損を利益計算に含めるべきであるとしていた。しかしながら、コメント提出者等が、固定資産と分類される有価証券の評価差額を、純利益の計算に含めることに反対した(特に「長期投資の市場価額の変動を、純利益に反映させるべきではない」(para.30))ことを受け、「審議会はこれらの議論に必ずしも同意したわけではないが」(para.30)、株主持分の独立項目で認識することにしたという(paras.29-30)。

つまり、固定資産とされる有価証券の評価損は、純利益を構成しないが、貸借対照表価額を市場価額にする場合には、評価差額が生じてしまう。行き場のないこの評価差額を、とりあえず株主資本の項目に計上したのであって、この SFAS 12 という基準では、評価の問題に正面から取り組んでいるものではない。このことは次のような文言から読み取れる(やや長いが引用する):

「(a)当審議会は帳簿価額の決定として、市場価額のみ(引用者注:という選択肢)を考慮から除いた。そういった代替を考慮すれば、歴史的原価に対するカレント価値又は実現可能価額という概念(the concept of historic cost versus current or realizable value)を含め、他の資産タイプの評価に関する広範な問題を惹起することになる。当

<sup>(0)</sup> SFAS 12 では、以下のような定義がおかれている:「実現利得又は損失」(a realized gain or loss)とは「市場性資本証券の売却収入とその取得価額との差額」、「未実現純利得又は損失」
(Net unrealized gain or loss)とは「一時点における市場価額とその取得原価合計の差額」である (para.7(h), (i))。

審議会は、このように限定された範囲のプロジェクトにおいて、これらの概念的問題を 検討することはできないと結論づけた。

(b)市場性ある資本証券の市場価額が下落している時に、取得原価をもって帳簿価額と し続ければ、将来回復するか否かが不明な証券の実現可能額の減少分の認識を、繰り延 べることになってしまう、と当審議会は考える。そのような将来の回復に関する不確実 性を理由として、市場価額が取得原価を下回るとき、歴史的原価は、市場性資本証券の 帳簿価額として適切ではないと結論づけた。多くのコメント提出者(respondents)が この議論を進めて、長期投資として保有する証券の場合、市場価額の減少が一時的(temporary) と見なされる場合の減少分は、純利益(net income) に反映すべきではない、 とした。この議論を必ずしも受け入れたわけではないが、現行実務においてはこのよう な見解がかなりの支持を得ているという事実・・・を考慮した。その差額(引用者注:長 期投資として保有する有価証券の評価損)を利益(income)に含めるべきか否かという 概念的な問題は、当プロジェクトでは対処しえないし、またそのような規範的な要求が 今回なされるべきでもない。しかしながら、市場価額が取得原価を下回る場合の減少額 は、すべての場合において、貸借対照表に反映されるべきであり、そのような証券が流 動資産として分類される時には、当該市場価額の減少額は、純利益の決定に反映される べきである。これは当審議会の見解だが、流動資産の場合には、証券価額における損失 の実現が、差し迫った(imminent)ものとみなされるべきであり、したがって、純利 益の決定において認識されるべきである。」(para.29(a)(b)のみધり, 下線は引用者によるも のである)。

このように、長期投資とされる有価証券に低価法が適用され、その結果として生じた評価差額は「利益」計算に含めるべきではないという考え方が支持を得ていたために、当時の会計原則審議会が妥協した形で、株主持分の独立項目で認識することになった、という経緯がみてとれる。ただ、なぜ、長期投資の評価差額を利益に反映すべきでない、という考え方が当時支持されていたかについて、SFAS 12 では明示されていない(後述)。

このような妥協の産物としてうまれた、資本維持とは異なる意味での資本直入の処理が、 その後も「その他の包括利益」(OCI)として踏襲されていくことになる。換言すれば、

<sup>(</sup>I) SFAS 12, para.29(c)では、いわゆる低価法ないし減損の採用にあたり、評価損の戻し入れを認めること、それは未実現利得の認識ではなく、評価損という引当(allowance)に関する見積もりの変化の結果である旨が説明されている。

OCI 処理の原型は、1975年公表の SFAS12にみられるといえる。

### (2) SFAS115 (1993)「負債証券と持分証券に関する投資の会計」

以上のように、SFAS 12 では、市場性のある資本証券について、市場価額が取得原価を下回ったときには、当該市場価額まで簿価を切り下げること、及びそれが流動資産に生じたものであれば、評価差額は損失として、非流動資産に生じたものであれば、評価差額は株主資本に計上されることが規定されていた。これは、上方への再評価を認めるという意味での時価評価ではなく、低価法ないし減損のように、下方への評価差額のみを認識するものであった。

このような SFAS 12 (1975年) とは大きく異なり<sup>12</sup>, SFAS115 (1993年) では,公正価値を容易に確定できる資本性証券だけでなく,すべての負債性証券をその範囲に加え,幅広く時価評価を要求した。この背景の一つには、1980年代のS&L危機がある<sup>12</sup>。実際,SFAS115においても,「本基準は,特に金融機関によって保有される負債性証券への投資の認識と測定に関して,規制当局及び他の者によって表明された懸念に主に対応する形で始められたものである」(SFAS115, para.2) と指摘されている。そこで,負債性証券を含む有価証券を,その保有目的に応じて分類し、その分類に従って,時価評価の有無と評価差額の処理を規定している。ここでいう保有目的とは、以下の3区分、すなわち、①満期保有目的、②売却可能(①にも③にもあたらないもの)及び③トレーディングである(para.6)。そして,①満期保有目的の債券は、償却原価で評価すること(para.7)、②売却可能証券と③トレーディング目的の有価証券は、時価で評価する (para.12)。

時価で評価したことによって生ずる未実現保有利得及び損失(unrealized holding gains and losses)は、どの有価証券に生じたかによってその会計処理が異なる。つまり、②売却可能証券に生じた評価差額は、「利益(earnings)から除外し、純額を、実現するまで株主資本の別個の要素として報告する」のに対し、③トレーディング目的の有価証券に生じた評価差額は「利益」(earnings)に含めることを定めた(para.13)。

では、時価評価される有価証券について、トレーディング目的の評価差額を利益とする

<sup>(2) 1974</sup>年から1993年までの間には、物価変動に関する情報の開示(とその任意化)や、1970年代後半から1980年代にかけては、財務会計の概念書(SFAC)の公表、また1986年には金融商品プロジェクトを開始し、1990年の SFAS105「オフバランスシートのリスクを伴う金融商品、及び信用リスクが集中する金融商品に関する情報の開示」、1991年の SFAS107「金融商品の公正価値に関する情報開示」等を公表している。これらについては、第1章もあわせて参照されたい。
(3) 詳細は、星野(1998)参照。

一方で、売却可能証券の評価差額を純利益外で(outside earnings)、つまり株主資本の別の要素として報告することとしている理由は何であろうか。この点、公正価値での評価は有用であるが、それによって生じる評価差額を利益とすると、潜在的なボラティリティに関する懸念が生じるため、未実現損益を利益から除外することとされる(paras.78-83)。つまり、売却可能証券の未実現損益は、実現される(又は減損が認識される)まで株主資本で報告されることによって、関連する負債には公正価値に基づく会計を認めないにもかかわらず、一部の資産を公正価値で評価することによって生じる報告利益のボラティリティを緩和することができるという。特に、資産と負債とを対応させて管理しているような金融機関等について、このような緩和策が必要である。なぜならば、金融資産の時価評価は必要であるという前提にたてば、この問題の解決策としては、(1)金融資産の時価評価によって生じた差額を、利益として計上しないこと、又は(2)金融負債も時価で評価し、評価差額を利益として計上すること、が考えられるところ、(2)の金融負債の時価評価は多くの問題があるからである。したがって、消去法によって、(1)の解決策が採用された、といえるだろう。

また、長期投資の公正価値の変動を「利益」とすることに対する問題も小さくすることができる。もちろん、株主資本で未実現損益を報告すれば、利益のボラティリティ問題が、株主資本のボラティリティの問題に変化するだけはあるが、その欠点よりも公正価値で測定することの重要性の方が大きいと審議会は判断したようである(paras.92-95)。

# (3) 2010年・2013年改訂提案と2016年改訂

ここでは、2016年の改訂にいたるまでの背景と内容を簡単に確認する。なお、以下の内容は主に2016年1月に公表された会計基準更新書(Accounting Standards Update; ASU)、No.2016-01「金融商品-全般(Subtopic 825-10):金融資産と金融負債の認識と測定」の背景となる情報及び結論の根拠(Background Information and Basis for Conclusions)に依拠する(以下、特に断りがない限り、カッコ内の番号は ASU, No.2016-01の結論の背景(BC)の項番号を示している)。

#### ①SFAS115公表後の動き

1993年に SFAS115が公表されてから 2 年後の1995年に包括利益プロジェクトが発足し、1997年には SFAS130「包括利益の報告」が公表されている。この点について、貸借対照表上、公正価値で評価することが必要とされたが、それによって生じた評価差額の一部を

純利益とするべきではない、という主張<sup>64</sup>「に対処するために1995年9月に包括利益プロジェクトを発足し、その成果として、1997年6月にSFAS130を公表した」<sup>65</sup>とされる。

その後、2005年から FASB は IASB と合同で金融商品に関する会計基準を簡素化すること等を目的としたプロジェクトを始めている(BC3)<sup>66</sup>。2007年には、SFAS159「金融資産及び金融負債に対する公正価値オプション」を公表し、子会社株式等を除く多くの金融商品(適格項目(eligible items)として列挙されたもの)を公正価値で測定する選択肢(公正価値オプション)を事業体に与えた。この目的は、「複雑なヘッジの会計規定を適用する必要なしに、関連する資産と負債を別個に測定することによって生じる報告利益(earnings)のボラティリティを緩和するための機会を、事業体に提供することである。これによって財務報告を改善する」<sup>67</sup>という。また、2008年3月には討議資料「金融商品の報告における複雑性の低減」を公表し、複雑となっている原因を検討した。なお、同年10月には、世界的な金融危機を受け、FASBは IASBと共同で金融危機諮問グループ(Financial Crisis Advisory Group; FCAG)を創設し、金融市場における投資家の信用を強めるために財務報告はどのように改善しうるかを検討している(BC5)。その成果の一つとして、2016年6月に公表された ASU No.2016-13「金融商品-信用損失」が位置づけられる。

#### ②2010年と2013年の改訂提案

2009年11月に IASB が IFRS 第 9 号「金融商品」を公表するなか,2010年 3 月に FASB は,Topic825「金融商品」を包括的に更新することを提案した(以下,2010年改訂提案)(BC9)。その内容は,原則としてすべての金融商品を公正価値で測定することを要求したものであった。これに対して,2,814ものコメントレターが寄せられ(BC26),ほぼすべての金融商品を公正価値で測定することに対してステイクホルダーの支持はほとんど得られず(BC28),多くの批判が寄せられたという(8)。特に、活発な市場で取引されない金融商

<sup>(4)</sup> そもそも、これが「問題」であるか否かも見解が分かれるだろう。つまり、貸借対照表上の評価と損益計算書における利益計算の整合性自体、そもそも必要ではない(それぞれ必要な情報を開示すればよい)と考えれば、SFAS115の会計処理が「問題」とはならない。ただし、複雑であり、理解しにくいという問題があることは(2005年から FASB と IASB が簡素化等を目的とした金融商品プロジェクトを進めたことから)広く支持されているといえる。

<sup>(5)</sup> 草野(2005, p.81)。

<sup>(6) 2005</sup>年までの間に、その他、開示に関する基準として、1994年 SFAS119「金融デリバティブ及び金融商品の公正価値の開示」が、また(有価証券を含む)金融資産の会計処理に関する基準として、1996年の SFAS125「金融資産の譲渡とサービシング及び金融負債の消滅に関する会計処理」や1998年の SFAS133「デリバティブ及びヘッジ活動に関する会計」等が公表されている。

<sup>(17)</sup> SFAS159, summary より引用。

<sup>(18)</sup> 濱田 (2017, pp.24-25) 参照。

品の公正価値を決定することが難しいこと、及び主観的にならざるを得ないことが指摘された(BC28)。また財務諸表作成者である企業にとっても、報告される包括利益のボラティリティが、事業体の金融商品の管理の方法を適切に反映するとは思えない、といった批判がなされた(BC28)。

そこで、金融商品に関する問題を、「分類及び測定」、「信用損失」、及び「ヘッジ」の3つに分けた上で、最初の「分類及び測定」に関して、2013年2月に再び「金融商品(Subtopic825-10 Overall)」の改訂を提案した(以下、2013年改訂提案)。同提案によれば、多くの金融資産及び金融負債は償却原価で測定することになるため、この点では多くの賛同が得られたという(BC34)。しかし、複雑であるという問題が指摘され、合理的な費用対便益テストをクリアしないことを理由に、2013年改訂提案は採用に至らなかった(BC42)。そこで、その後の大きな方向転換を経て、2016年の改訂が新基準として公表されることとなった<sup>19</sup>。

### ③2016年改訂の主な内容

まず、2016年1月に公表された ASU No.2016-01「金融商品-全般(Subtopic825-10):金融資産と金融負債の認識と測定」によって、資本性証券の分類とその後の測定が変更された。すなわち、従来、資本性証券については、公正価値で評価を行うものの、売買目的有価証券の評価差額は「純利益」(Fair value through net income; FVTNI)に、売却可能証券の評価差額は「その他の包括利益」(Fair value through other comprehensive income; FVTOCI)に計上されてきた。

それが2016年改訂によって、資本性証券の区分がなくなり、すべて公正価値で評価し、「純利益」として計上することに変更された(資本性証券についての FVTOCI の廃止)。つまり、子会社株式及び関連会社株式を除き、資本性金融商品は公正価値で評価を行い、評価差額をすべて「純利益」(FVTNI)とする(BC77)。

これに対して、債券は、従来の3区分(トレーディング、満期保有、及び売却可能証券)が維持されている。つまり、トレーディング目的の債券は、公正価値で評価され、評価差額を「純利益」として認識する。満期保有目的の債券は、償却原価で評価される。他方、売却可能証券は、公正価値で評価され、その評価差額は「その他の包括利益」とする。この3区分が初めて示されたのは1993年のSFAS115であり、その根拠は前述の通りである。このような変更(特に、資本性証券のFVTOCIの廃止)の根拠として、「事業体の資本

<sup>(9) 2010</sup>年及び2013年の改訂提案の内容等については、濱田(2017), 吉田(2017)参照。

性投資の重要な情報を提供し、かつその他の包括利益に認識される項目の数を減らすことによって、財務報告を改善する」® という文言がみられる®。つまり、基準設定者は、その他の包括利益として認識される項目が少ないほうが、財務報告は改善する、と捉えていることが伺える。

では、なぜ、資本性証券の公正価値の変化を「その他の包括利益」で表示しなくなること等®を理由として、情報の意思決定有用性を改善する(BC58)のであろうか。それは、資本性証券については、(その変動分を純利益で示すところの)公正価値が、より重要な測定属性であるから、と説明される(BC61)。なぜならば、「最終的には資本性商品を売却することによって、その投資の多くの実現可能な価額合計は、実現可能であるからである。これに対して、債券は、利子及び元本の回収を通じて実現可能となる、という点で対照的である」(BC61)と指摘される。

なお、一部のステークホルダーは、戦略的投資(公正価値の短期的な変動から利得を得ること以外の理由、例えば、投資者と被投資者の関係強化を目的とした資本性投資)についてはその公正価値の変動をその他の包括利益で報告するという例外を支持した。しかし、このような例外は複雑性を増すことになるため、これを FASB は認めなかった(BC81-82)。

以上のように、資本性証券については、実現可能であることを根拠として、公正価値で評価し、その評価差額を純利益とすることになった。ただし、容易に公正価値が算定できない場合には、取得原価(もしあれば、ここから一時的と認められない減損を控除した額)で測定し、ここに、同じ発行者の類似投資に関する取引で観察可能な価格の変動分を加減することとされる(BC83)。

② 2016年1月の基準アップデート(ASU), Summary, 「主要規定は現行のGAAPとどのように異なるのか、またなぜそれが改善なのか」という見出しにおける第1パラグラフより引用。

②) その他、この変更について「現代の経済社会においては、事業戦略目的の投資なのか、又は売買目的の投資なのかという線引きが明確にできない複雑な投資形態が存在する。その意味で、特に資本性証券については、保有意図に基づく会計処理を厳格に維持し続けることには、もはや限界があるのかもしれない。したがって、資本性証券を分類せずに、一律に FV-NI とする FASB (2016a) の変更は、投資形態の多様化・複雑化に対する一つの策である」(濱田 (2017, p.35))という指摘もある。

② その他、例えば、すべての公正価値の開示は出口価格に基づき報告することを要求したこと (入口価値を用いる可能性をなくしたこと) も、意思決定有用性の改善につながるという(BC58)。

# 4. 考 察

本節では、(1)株主資本への直入処理の原型ともいえる SFAS12 (1975) で示されていたように、なぜ当時の実務では長期投資としての証券の市場価格の減少は純利益に反映すべきではないということが支持されていたのか、及び(2) SFAS115 (1993) において、なぜ保有目的別の評価を導入したのか、を考察する。

### (1) 流動資産と固定資産での会計処理の使い分け;継続企業の前提(会社法の影響)

前節でみたように、SFAS12では、流動資産に分類される資本証券に生じた評価損は損失として純利益計算に含められるのに対して、固定資産に分類される資本証券に生じた評価損は株主持分の独立項目で認識することとされていた。その理由は、前者の評価損は、「差し迫っている(imminent)」に対して、後者の評価損は「一時的(temporary)」であるからと説明されていた。この理由の背景には、すべての評価損を純利益計算に含めたかった基準設定側の思惑と、それに対するコメント提出者たちの(長期投資に生じた評価差額を損失とすることへの)反発がみられた。

では、なぜコメント提出者達は、流動資産に生じた評価差額と固定資産に生じた評価差額とを区別し、後者を損益とすることに抵抗したのであろうか。結論を先に述べれば、企業が事業を支障なく、継続して遂行できるような配慮が影響していた可能性が指摘できる。まず、Storey(1959)に依拠して評価規準と継続企業の関係を確認したい。

まず、Storey(1959)は、「少なくとも1920年代後半まで、継続企業の前提(this assumption of going concern)が資産評価の最も重要な基礎であった」(p.235)と指摘し、次のように紹介している;1892年にロンドンで<sup>63</sup> 公表された Lawrence R. Dicksee の著書「Auditing」によれば、「多くの通常の企業の目的は、事業を継続するためであるため、貸借対照表で列挙される資産は、その目的にそって評価されるのが妥当である。」<sup>64</sup> とされる。これは、固定資産に生じた未実現利益から配当を認めないという英国会社法の評価方

② アメリカにおいても、同様の指摘をしたものとして、当時(1920年代)最も重要なアメリカの会計学者として Henry Rand Hatfield を引用し、彼も固定資産(fixed assets)については原価(cost)で、流動資産(circulating assets)については現在の価値(current values)で評価することを主張していたことを指摘する(Storey (1959, p.235))。

② 同書を入手することができなかったため、Storey (1959) の脚注11によれば、1902年に出版された第5版の179ページを参照している。

法を反映しており、Dicksee の理論は、流動資産(current or floating assets)は実現可能価値で評価し、固定資産(fixed assets)は減価償却後の取得原価(cost, with depreciation charged revenue)で評価するものであったとされる(Storey (1959, p.235))。

また弥永(1994)によると、1920年代後半ごろまで米国における「判例法の傾向は、資産(特に固定資産)の未実現増価ないし再評価による資産価額の切り上げ額を少なくとも現金配当の適法な財源と認めないことであった。つまり、会計実務家が慣習的に採用してきた取得原価基準(低価基準)の考え方を配当可能利益算定に際して受け入れた。」(p.272)という。したがって、英国同様、米国においても流動資産と固定資産とを区別し、固定資産の再評価によって生じる評価差額を利益としないという考え方があったことがわかる。またその後の会社法においても、州によって異なるが、固定資産の未実現増価を配当財源から除くことが一般的であったようである(弥永(1994)参照)。

そのほか、事業に支障をきたすおそれがあるために、資産評価の結果として生じる評価差額を利益とすることの問題を指摘したものとして、醍醐(1990)がある。「継続企業の前提」という言葉は使っていないものの、時価で資産を評価し、キャッシュフローを未だ伴わない評価差額を利益計算に含め配当または納税によって社外に流出した場合<sup>60</sup>、事業の継続に支障をきたすおそれがあるという(醍醐(1990)参照<sup>60</sup>)。

たしかに、将来時点においてキャッシュフローが流入すると見込まれるのであれば、借り入れによって配当や法人税を支払うことも考えられる。しかしながら、全ての企業がそういった借り入れが可能であるとは限らないし、また将来に対する見込みないし期待が間違っている可能性もある。特に、将来の期待又は見込みが誤っており、プラスの評価差額に基づき、配当や納税を行ったものの、後になって、損失が生じるような場合、利益の額は調整できても、支払ってしまった配当については調整が容易ではないだろう(納税額は、当該企業が黒字である限りは調整可能である)。

② もっとも、会社法や法人税法において、評価差額に相当する利益を除くような規定がおかれれば、このような問題は生じない。ただし、そのような規定をおくことのメリットとデメリットを 比較衡量してもなお、そのような規定をおく方がよいかは別途検討が必要だろう。

<sup>(26)</sup> 醍醐(1990)では、実現可能性基準を支持した上で、2つの付帯要件を示している。第1に、貨幣価値の変動に起因する名目利益と、自己資本修正に相当する分を分離すること、第2に、「「分離可能性」を考慮せざるをえないこと」(p.30) である。後者について、「企業の現在の事業活動の継続に支障をおよぼさない範囲で分離しうる増価を実現可能な利益と捉えることが必要ではないかということである。むろん、そこには、企業の現在の事業活動の継続に支障をきたすか否かを誰が、なにを根拠に判断するかという困難が待ち受けているが、事業用土地の保有利得を分離不可能な未実現増価とみなすことにさしあたっての趣旨がある。しかし、セキュリタイゼーションをつうじて土地の保有利得を流動化する市場が開発されれば、当然、これも「分離可能性」要件をクリアすることになるであろう」(pp.30-31) と説明される。

以上のように、会社法(及び法人税法)の規定に依存するものの、時価で評価し、その評価差額を利益計算に含めることによって、事業の継続に支障をもたらしうるという問題がある。したがって、特にすぐに換金することが困難な固定資産は、時価で評価することが避けられ(取得原価での評価が続けられ)、流動資産とは異なる評価が行われたものと推察できる。

### (2) 保有目的による評価の使い分け;情報の有用性(キャッシュフローとの関係)

次に、SFAS115 (1993) において、なぜ、保有目的によって異なる評価(会計処理)を採用したのかを考察する。 SFAS115の「背景となる情報及び結論の根拠」(Appendix A. Background information and Basis for Conclusion:paras.26—123)によれば、当時の FASB は、以下の5つの問題を認識しており、このうちの最初の2つは解決したが、3番目の問題は部分的にしか解決せず、最後の2つについては解決していない、とする;「a. 異なる産業間における不整合性

- b. 不公平な(not evenhanded)低価法(価値の減少のみを認識し、価値の増価を認識 しないため)
- c. 公正な価額の情報がより重要となったこと(公正価値情報の必要性)
- d. 選択的な益だし(Gain trading;増価した証券を選びだして保有利得を認識すること)
- e. 意図に基づく会計(負債性証券につき,資産の性質ではなく経営計画に基づくことで比較可能性を損なう)」(para.27 (一部要約),下線は引用者によるもの)。

これらの問題を解決するため、一部の審議会メンバーは、すべての有価証券につき公正価値で評価することを主張した(para.39)。しかし、満期保有の負債性証券にとって公正価値は、有用な情報ではないという批判がある(para.42)。なぜならば、満期まで保有することが目的であれば、その保有中の公正価値がいくらであろうとも関係がない(キャッシュフローは満期時点での償還額で固定されている)からである。そこで、保有目的に応じて評価を行う仕組み(満期保有目的の債券は、償却原価で、その他の有価証券は時価で評価する方法)が採用されたとされる(paras.58-77)。

以上から、保有目的によって異なる会計処理を採用した理由は、公正価値が将来のキャッシュフローに関係ある場合に限り、公正価値での評価を要求したためであるといえる。つまり、その結果として、公正価値が将来キャッシュフローと関係ある資産と関係ない資産

によって、評価額が異なることになったと解される。

もっとも、ここで示される「有用な情報」は、将来キャッシュフローと関係がある数値であると推察できるが、ではどのように、将来キャッシュフローと関係があるか否かを判断するのか、という疑問は残る。例えば、満期まで保有する目的の債券であっても、仮に公正価値が高くなったため、当初の目的を変更して売却することも考えられる。この場合には、公正価値がキャッシュフローと関係があることになるのではないだろうか。保有目的によって評価額を異ならしめるというルールは、このように企業の保有目的の変更があった場合に「有用な情報」を提供しえないという欠点が指摘できるだろう。

# 5. 結 語

本稿では、米国の制度会計において、どのようなルールの下、資産ごとに異なる評価を行うのか、及びその背景とは何かを考察してきた。その結果、貸借対照表上の資産は、企業の資産分類ないし保有目的によって、その価額が異なっていること(つまり、まったく同じ資産を所有していても、その保有目的が異なれば、異なる価額が付されうること)、及び、その背景には以下の2つがあることがわかった;まず、流動資産と固定資産とで会計処理を異ならしめた歴史的背景には、事業継続のために固定資産に生じた評価差額を配当として社外流出させないという配慮(会社法の影響)があったと考える。特に SFAS 12 (1975) 以前において、長期投資から生じる評価差額を利益に含めないべきであるという考え方が、長期投資の資産を時価で評価しないことを支持していたものと思われる。しかし、時価評価の要請から、評価差額を利益としないが時価評価を行う資本直入(OCI 処理)という妥協策が生み出されたわけである。次に、それでも全ての資産が時価で評価されず、保有目的によって評価を変える背景には、将来キャッシュフローに関係のある数値を評価額とすることで意思決定に有用な情報を提供しようとする意図があるのであろう。

以上、本稿は会計制度の歴史のほんの一握りを紹介したにすぎないが、制度の歴史ないし現行制度の成立過程を知ることは、今後の制度設計に対して有益な示唆をもたらしてくれるものと考える。たしかに、資産が原価または公正価値で評価されている現行制度は複雑でわかりにくいものであるが、それは、資産評価と利益計算を規定する会計ルールが他の法分野(会社法、法人税法、さらには価格または料金決定等)でも利用されうることに対する配慮と、意思決定に有用な情報を提供してほしいという投資家のニーズの双方に対応した結果であったと考える。

#### 参考文献

- American Accounting Association (AAA) [1957], Accounting and Reporting Standards for Corporate Financial Statements 1957 Revision. (中島省吾訳編 [1964] 『増訂 A.A.A. 会計原 則』中央経済社。)
- AAA [1965], 1964 Concepts and Standards Research Study Committee The Realization Concept. "The Realization Concept.", *The Accounting Review*, 40(2): 312.
- Edwards, E. O., and P. W. Bell [1961], *The Theory and Measurement of Business Income*, University of California Press. (伏見多美雄・藤森三男訳(1964)『意思決定と利潤計算』日本生産性本部。)
- Fabricant, Solomon [1936], Revaluations of Fixed Assets, 1925–1934, (Reprinted from *National Bureau of Research*, Bulletin 62, December 7, 1936) (Stephen A. Zeff, editor., [1976], Asset appreciation, business income and price-level accounting, 1918–1935, New York: Arno Press).
- Horngren, Charles T. [1973], The Marketing of Accounting Standards, *Journal of Accountancy* 136(4): 61.
- Moonitz, Maurice [1974], Studies in Accounting research, No. 8: Obtaining Agreement on Standards in the Accounting Profession., AAA. (小森瞭一訳 [1979]『アメリカにおける会計原則発達史』同文館出版。)
- Storey, Reed K. [1959] Revenue Realization, Going Concern and Measurement of Income, *Accounting Review* 34, No.2 (April 1959): 232.
- Walker, R. G. [1992] The SEC's Ban on Upward Asset Revaluations and the Disclosure of Current Values. *Abacus*. 28(1): 3.
- 草野真樹 [2005] 『利益会計論―公正価値評価と業績報告』森山書店。
- 斎藤静樹 [1984] 『資産再評価の研究』東京大学出版会。
- 醍醐聰 [1990]『日本の企業会計』東京大学出版会。
- 濱田崇嘉 [2017] 「米国における金融商品会計の変容:金融資産の分類と測定に着目して」『龍谷大学 経営学論集』56(4):22。
- 星野一郎 [1998] 『金融危機の会計的研究―米国S&L危機と時価評価―』同文舘出版。
- 弥永真生 [1994]「原価主義の歴史と根拠(第3部 歴史と現状,第1章)」(斎藤静樹編著 [1994]『企業会計における資産評価基準』第一法規)。
- 吉田康英 [2017] 「米国における金融商品会計の見直し作業の変遷及び結果の考察:金融資産及び金融 負債の分類と測定指針の2016年改訂」『中京経営研究』26:97。